

高知県放流用成魚生産事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県放流用成魚生産事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、枯渇が懸念されているニホンウナギの資源回復を図るため、高知県内の内水面漁業協同組合、海面漁業協同組合等で組織する団体（以下「補助事業者」という。）が行う放流用親うなぎの生産及び放流（以下「補助対象事業」という。）を行うために要する経費に対して、予算の範囲内で補助する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助事業に係る補助対象経費及び補助率は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助率
放流用親うなぎ（400g/尾を目安）の生産に要する経費 （1）種苗費（高知県内全域から） （2）餌料費 （3）施設整備補修費 （4）消耗品費	2分の1以内
放流に要する経費 （1）輸送費 （2）資材費 （3）消耗品費	

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助事業者は次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 別記第2号様式の1による事業計画書
- (2) 別記第2号様式の2による収支予算書

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、次に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 別表に掲げるいずれかに該当する場合

(2) 補助事業者が補助金を他の用途に使用し、補助金の交付の内容、条件、その他法令又はこれに基づく処分に違反した場合

この場合において、速やかに当該補助申請事業者に通知し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとする場合は、事前に別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、総事業費の30パーセント以内の増減で交付決定補助金額に変更をきたさないものは、この限りでない。

(2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、第1号の規定に準じて知事の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 補助事業者は、当該補助事業により取得した財産については、善良な管理者の注意をもって保管するとともに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(6) 補助事業の実施に関する証拠書類及び帳簿等は、補助事業の終了の翌会計年度から5年間保管すること。

(7) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(8) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(概算払の請求)

第8条 補助金の交付の決定通知を受けた補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、別記第4号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 別記第6号様式による収支決算書

(2) 別記第7号様式による活動実績書

2 規則第11条第2項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月31日までのいずれか早い日までとする。

3 補助事業者は、第4条第2項の規定により、補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により、補助金の交付の申請を行った場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第8号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は原則として開示を行うものとする。

附則

1 この要綱は、平成26年5月9日から施行する。

2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第5号及び第6号並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成29年10月23日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年7月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条－第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。